

**規制改革推進会議の意見等**  
**(平成 28 年 9 月～平成 29 年 5 月)**

平成 29 年 5 月 23 日

規制改革推進会議

## 【目次】

### （規制改革推進会議の意見）

- 「診療報酬の審査の効率化と統一性の確保」に関する意見…………… 1  
（平成 28 年 11 月 15 日）
- 農協改革に関する意見…………… 4  
（平成 28 年 11 月 28 日）
- 牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見…………… 7  
（平成 28 年 11 月 28 日）
- 旅館業規制の見直しに関する意見…………… 11  
（平成 28 年 12 月 6 日）
- 法定休暇付与の早期化に関する意見…………… 12  
（平成 29 年 1 月 26 日）
- 社会保険診療報酬支払基金の見直しに関する意見…………… 13  
（平成 29 年 4 月 25 日）
- 介護保険内・外サービスの柔軟な組合せに関する意見…………… 17  
（平成 29 年 4 月 25 日）
- 官民データ活用の推進に関する意見…………… 21  
（平成 29 年 4 月 25 日）
- 遠隔教育の推進に関する意見…………… 23  
（平成 29 年 4 月 25 日）

### （農業ワーキング・グループの意見等）

- 農協改革に関する意見…………… 25  
（平成 28 年 11 月 11 日 農業ワーキング・グループ）
- 牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見…………… 29  
（平成 28 年 11 月 11 日 農業ワーキング・グループ）
- 総合的な T P P 関連政策大綱に基づく「生産者の所得向上につながる生産資材  
価格形成の仕組みの見直し」及び「生産者が有利な条件で安定取引を行うこと  
ができる流通・加工の業界構造の確立」に向けた施策の具体化の方向…………… 33  
（平成 28 年 11 月 11 日 農業ワーキング・グループ）

## 「診療報酬の審査の効率化と統一性の確保」に関する意見

平成 28 年 11 月 15 日  
規制改革推進会議

社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）における診療報酬の審査の効率化と統一性の確保について、現在、厚生労働省が設置した「データヘルズ時代の質の高い医療の実現に向けた有識者検討会」（以下「検討会」という。）において検討が行われている（平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された規制改革実施計画〈別紙〉に基づく措置）。

検討会等におけるこれまでの検討状況を踏まえつつ、規制改革実施計画の内容に沿い、平成 28 年以内に以下の項目についてゼロベースで検討を行い結論を得るべきである。

### ① 支払基金問題の優先解決

検討会等では、支払基金の問題と、国民健康保険の審査・支払機能を担う国民健康保険団体連合会の問題とを同時並行的に議論しようとする意見がある。しかし、被保険者の属性、役割、インフラ、予算など両者は異なる部分が多い。当面は支払基金の問題に焦点を絞って検討し、確実に平成 28 年以内に結論を得るべきである。

### ② コンピュータチェック項目の情報開示及び統一性の確保

支払基金は、その膨大なコンピュータチェック項目のうちの一部しか、医療機関及び保険者に情報開示していない。保険者機能に支障のない範囲のチェック項目は原則として全て情報開示を検討すべきである。また、全都道府県に置かれた支部が独自にコンピュータチェック項目を設定できるため、都道府県間の差異の原因になっている。地域事情によるチェック項目の合理的根拠が不明確な支部によるチェック項目の設定は原則行わないこととした上で、情報開示と統一性の確保ができるよう検討し、確実に平成 28 年以内に結論を得るべきである。

### ③ レセプト形式の見直し

職員及び審査委員の負荷軽減、医療機関の負荷軽減、あわせて保険者機能の強化を実現するため、ICT を最大限活用し得るコンピュータチェックとなるよう、またデータを最大限活用できるよう、レセプト形式の見直しを検討し、確実に平成 28 年以内に結論を得るべきである。

#### ④ 支払基金の現行業務の機能分解と担うべき組織・体制

これまでの検討会では、支払基金において人手による業務をコンピュータチェックに置き換える取組が十分にできていない実態が明らかになっている。まずは、支払基金の現在の各業務を機能ごとに分解し、ICT活用による業務効率化の観点で要否を検討すべきである。次に、不要な業務を削減した上で、必要な業務の担い手として、どのような組織・体制が適しているかを支払基金以外の民間事業者の活用も含めて、ゼロベースで検討し、確実に平成28年内に結論を得るべきである。

なお、平成30年度から段階的運用が始まる医療保険のオンライン資格・医療等IDのシステム運営機関を支払基金などが担うことになっているが、このことが、上記の現行業務の見直しを行う際にいささかも支障となるべきではない。

#### ⑤ 保険者等がレセプトデータを積極活用できる仕組みの構築

データヘルス時代においては、レセプトデータを積極的に活用し、イノベーションの促進や医療現場への活用、政策への活用を進めていく必要がある。当ワーキング・グループのヒアリングや検討会等を通じて、支払基金のICT調達能力や運営能力が十分でないことが明らかになっていることを踏まえ、ICT専門家によるタスクフォース等により、厚生労働省と支払基金双方のICT体制を強化し、保険者等が支払基金に蓄積されている貴重なレセプトデータを積極的に分析・活用できる仕組みを構築できるよう検討し結論を得るべきである。

#### ⑥ 持続的なPDCAサイクルの構築

厚生労働省や健康保険組合連合会による支払基金に対するガバナンス機能の強化、支払基金の効率化指標の設定や情報公開など、「診療報酬の審査の効率化と統一性の確保」に関する一連の業務についてPDCAサイクルが持続的に回る仕組みを構築できるよう検討し、確実に平成28年内に結論を得るべきである。

支払基金の根拠法の「社会保険診療報酬支払基金法」には、支払基金の事務所を各都道府県に置くことなどが規定されている。審査業務の効率化やICT活用の在り方が改善すれば、組織・体制等の見直しをすることになり、同法の改正も必要になる。したがって、上記各点の結論を踏まえて同法の改正を検討し、速やかに結論を得るべきである。

以上

## 規制改革実施計画（抜粋）（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）

## ③診療報酬の審査の効率化と統一性の確保

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
5	診療報酬の審査の在り方に関する検討組織の設置と具体的検討	<p>現在の社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）を前提とした組織・体制の見直しではなく、診療報酬の審査の在り方をゼロベースで見直す。</p> <p>このため、以下の要件を満たす検討組織を設置し、論点と検討の方向性を示した上で、平成 28 年夏を目処に方針を整理し、平成 28 年内に結論を得る。</p> <p>a 診療報酬の審査の効率化と統一性の確保の実現を担う検討組織を設置し、検討組織の事務局には、支払基金及び支払基金の利害関係者を含めない。</p> <p>b 検討組織の構成員は、ICT による業務効率化の専門家やコスト意識の高い企業経営者など、専門性の高い外部の有識者とする。</p> <p>また、支払基金関係者は構成員としない。</p>	検討組織の設置は措置済み、平成 28 年夏を目処に方針を整理し、平成 28 年内に結論を得次第速やかに措置	厚生労働省
6	診療報酬の審査の在り方の見直し	<p>社会保険及び国民健康保険の診療報酬の審査において、ICT の最大限の活用により人手を要する事務手続を極小化し、業務の最大限の効率化、高精度化、透明性の向上、並びに医療機関及び保険者の理解促進を図るため、以下の a～i について具体的に検討し、結論を得る。</p> <p>a 医師の関与の下で、全国統一かつ明確な判断基準を策定すること</p> <p>b 上記判断基準に基づく精度の高いコンピューターチェックの実施を可能とすること（医学的判断を要する審査対象を明確化すること）</p> <p>c コンピューターチェックに適したレセプト形式の見直しを行うこと</p> <p>d レセプトの請求段階における記載漏れ・誤記などの防止措置を構築すること</p> <p>e 審査結果の通知及び審査基準の情報開示を ICT の活用により効率的に行うこと</p> <p>f 医師による審査における医学的判断を集約し、継続的にコンピューターチェックに反映する仕組みを構築すること</p> <p>g 医師による審査及び合議のオンライン化や、審査結果等のデータ蓄積を自動化し、統計的な分析結果の参照や過去事例の検索や人工知能の活用などにより、医学的判断を要する審査手続の効率化、高度化を行うこと</p> <p>h 医学的な判断が分かれるなどの理由から審査結果に疑義がある場合について、医療機関及び保険者からの請求に基づく医師による再審査の仕組みを効率化、高度化すること</p> <p>i 社会保険及び国民健康保険のレセプト情報の共有化及び点検条件の統一化を図ること</p>	a～i につき平成 28 年夏を目処に方針を整理し、平成 28 年内に結論を得次第速やかに措置	厚生労働省
7	組織・体制の在り方の見直し	<p>医療費の円滑で適切な審査・支払を維持しつつ、社会全体として効率的な組織・体制の在り方を追求する観点から、現行の支払基金を前提とした組織・体制の見直しではなく、診療報酬の審査の在り方をゼロベースで見直すため、以下の a～c について具体的に検討し、結論を得る。</p> <p>a 「診療報酬の審査の在り方の見直し」の検討を踏まえた上で、現行の支払基金が担っているとされる各業務（特に、職員による点検事務及び説明・指導）について要否を検討し、不要・非効率な業務を削減すること</p> <p>b a で必要とされる業務のうち、効率的な運営を図るため、支払基金以外の者（民間企業を含む）を保険者が活用することが適切な業務の有無を検討し、当該業務がある場合の具体的な活用の仕組みを構築すること</p> <p>c a で必要とされる業務のうち、b の検討を経て支払基金が担うことが適切な業務がある場合には、その具体的な組織・体制等の在り方（業務拠点も含めた職員及びシステムなどの体制、業務範囲、法人形態、ガバナンス体制、事務費負担の在り方、法規制の在り方等）を検討すること</p>	平成 28 年夏を目処に方針を整理し、平成 28 年内に結論を得次第速やかに措置	厚生労働省

## 農協改革に関する意見

平成28年11月28日  
規制改革推進会議

日本の農業は、地域の基幹産業であるとともに、世界に誇る「和食」を支えるなど高い潜在力を有している。人口減少下にある我が国にあって、農産物市場の量的拡大は容易でないが、高齢化等の変化に伴う新たな消費者ニーズによる質的深化が期待できる。

一方、世界の食市場は拡大を続けており、魅力ある日本の農産物の真の価値を伝えることができるならば、日本の農業が大きく飛躍するチャンスとなる。日本の農業者がこれらのチャンスを活かし、「攻めの農業」の実現を目指す今こそ、多くの農業者の力を集結させる農協の機能が試されている。

規制改革会議による平成26年の答申以来、農協が真に農業者の利益に資する組織となるよう検討が進められ、所要の法的措置を経て、本年4月より、改正農協法の下での農協自己改革が推進されている。今般、改めて、現時点において、農協が目指そうとしている改革の方向や進捗状況を確認したところ、生産資材調達機能、輸出を含めた農産物販売機能、これらの機能を最大限発揮させるための組織の在り方に関し、さらに、取り組むべき事項を見出すに至った。

「攻めの農業」を目指し農業者の先頭に立ってリードする新たな組織へと生まれ変わることを期待して、農協が目指すべき改革の方向を以下のとおり提言する。

### (1) 生産資材

#### ① 全農の購買事業の見直し

全農が行う生産資材の購買事業については、生産資材の農業者への取次ぎ規模に応じて手数料を得る仕組みとなっているため、生産資材メーカー側に立って手数料収入の拡大を目指しているのではないかとの批判がある。また、生産資材価格の引下げを図る上でも、生産資材業界の業界再編と合わせて、これに資する全農の生産資材の買い方の見直しが必要である。今後は、全農は、真に、農業者の立場に立って、共同購入のメリットを最大化する組織に転換するべく、以下の改革を実行すべきである。

- 全農は、生産資材に関するあらゆる情報に精通するために、外部の有為な人材も登用し、生産資材メーカーと的確に交渉できる少数精鋭の組織へと生まれ変わる。
- 全農は、農業者・農協の代理人として共同購入の機能を十分に発揮する。また、全農は、農業者・農協に対し、価格と諸経費を区別して請求する。

- 改革後の新しい全農の組織は、取り扱う生産資材の点数を適切に絞り込みつつ、国内外における価格水準や、世界標準等の情報を常に収集し、競争入札等の方式を積極的に導入することによって、農業者が、仕様、品質、価格面で最も優れた生産資材を調達できるよう支援する。全農が収集する調達に関する情報は、全国の農協や、農業者で共有できる仕組みを整備する。
  - 上記方針を組織体制として明確化するため、全農は、従来の生産資材購買事業に係る体制を農協改革集中推進期間内に十分な成果が出るよう年次計画を立てて、機能統合、業務の効率化、人員の配置転換や、必要であれば関連部門の生産資材メーカー等への譲渡・売却を進めるなど、シンプルな体制を構築する。購買事業を担ってきた人材は、今後、注力すべき農産物販売事業の強化のために充てる。
- ② 全農（子会社を含む。）の生産資材関連事業の在り方
- 全農は、生産資材の安定供給を図る目的で原料（肥料原料、飼料原料など）を輸入する場合は、生産資材メーカーの生産性を十分考慮して、当該原料の販売を行うべきである。
  - 全農は、農業者のために、生産資材メーカー・輸入業者に戦略的出資を行う場合は、その戦略目的を明確にするとともに、その効果を毎年会員に明示して、目的に即した効果がない場合は、出資を速やかに見直し、適切な措置を講ずるべきである。
  - また、全農は、新たな組織による購買事業において、出資先を特別扱いせず、購入先の一つとして公正に扱うべきである。

## （２） 農産物販売

- ① 農産物の様々な価値を市場に届けるための販売体制強化
- 全農は、農業者のために、実需者・消費者へ農産物を安定的に直接販売することを基本とし、そのための強力な販売体制を構築すべきである。
  - このため、全農は、自らの体制整備と合わせ、農林中金等と密に連携して、実需者・消費者への安定した販売ルートを確立している流通関連企業への出資等を戦略的に推進すべきである。また、出資等の効果を毎年会員に明示し、その目的に即した効果がない場合は、出資等を速やかに見直し、適切な措置を講ずるべきである。
  - 全農は、農業者のために、自らリスクを取って農産物販売に真剣に取り組むことを明確にするため、農協改革集中推進期間内に十分な成果が出るよう年次計画を立てて、安定的な取引先の確保を通じた委託販売から

買取販売への転換に取り組むべきである。

② 日本の魅力ある農産物を世界に発信する輸出支援体制の確立

- 全農は、農業者のために、輸出先の国ごとに、強みを有する商社等と連携して実践的な販売体制を構築すべきである（合弁会社の設立、業務提携等）。優先順位の高い国から取り組み、農協改革集中推進期間内に十分な成果が出るよう年次計画を立てて、主要輸出先国について販売体制の整備を進めるべきである。

(3) 全農の自己改革と政府によるフォローアップ

- (1) 及び (2) の改革を進めるため、全農は、役職員の意識改革、外部からの人材登用、組織体制の整備等を行うべきである。
- また、(1) 及び (2) の全農の自己改革が、重大な危機感を持ち、新しい組織に生まれ変わるつもりで実行されるよう、全農は、年次計画やそれに含まれる数値目標を公表し、政府は、その進捗状況について、定期的なフォローアップを行うべきである。

農協、とりわけ、全農は、多くの日本の農業者の経営に大きな影響を与え、その改革の失敗は許されない。この提言を踏まえ、全農が、重大な危機感をもって、可及的速やかに改革に取り組み、あるべき姿へと生まれ変わることを期待する。

国にあっては、農協改革集中推進期間内における、上記(1)及び(2)を含めた農協組織の自己改革が、つつがなく進むよう、引き続き、改革を推進し、フォローアップを行い、必要な対応をとるべきである。今後の農協組織の自己改革の進捗状況によっては、国として、その改革の実現を確実にするためのあらゆる措置を講ずべきである。規制改革推進会議も、平成26年6月の規制改革実施計画や与党取りまとめ、その後の本会議・農業ワーキング・グループにおけるフォローアップ結果や意見を踏まえつつ、農協組織の改革の実施状況について、引き続き、フォローアップを行う。

## 牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見

平成28年11月28日  
規制改革推進会議

牛乳・乳製品は、栄養価に優れた食品、様々な加工用食品の原材料として、日々の食生活に欠かせないものである。我が国酪農業は、我が国の食生活の変化に対応し、良質で、広く消費者に行き届く量と価格を実現しながら、大きく発展してきた。

この発展の背景には、生乳需要の急増と零細生産者の乱立がもたらす混乱を、様々な制度と慣行で克服してきた日本の酪農業の努力があり、何よりも、他のどの農産物と比較しても過酷といわれる昼夜を問わない作業に従事する多くの酪農家の懸命な努力があった。日本の酪農業を支え、発展させてきた現在の様々な仕組みや関係者の協働の営みがあったからこそ、今日の我が国の豊かな食生活が実現されているといえる。

他方、今日、我が国酪農業は、生産者の離農、経産牛頭数の減少に歯止めがきかず、生産量も約20年にわたり減少傾向にある。労働環境も、設備投資余力のある一部大規模生産者を除けば、過酷な状況に変化はない。需要に目を向ければ、かつて、急速に増加していた牛乳需要はピークを過ぎ、減少傾向が続いている。生産資材の価格の高止まりも相まって、酪農家の所得は低水準に留まっており「生産者の苦労が報われていない」という状況が悪循環を深めている。

これに対し、食生活が成熟し、消費者の嗜好が多様化する中、牛乳・乳製品双方について、特色ある酪農家や乳業メーカーが生み出す様々な製品が市場に登場している。したがって、消費者の多様なニーズを、酪農家や乳業メーカーが柔軟かつ的確に捉え、それに即応する豊かな製品を提供していくことは、我が国の消費者の利便性や満足度を高めるとともに、我が国酪農業にとっては、海外市場も見据えた成長軌道を描くことへとつながっていく。

規制改革推進会議は、今日、開かれつつあるチャンスを多くの生産者が活かし、牛乳・乳製品に係る豊かな消費生活を実現できるようにすることを目指して、このような動きを滞らせている時代にそぐわない規制制度をこの際一掃するべく、以下の提案を行う。農林水産省は、以下に示す趣旨を実現するための具体的な制度を早急に立案、実現すべきである。

### (1) 改革の原則—生産者が自ら自由に出荷先等を選べる制度への改革

- 現在、生乳取引の全量近くを取り扱う指定生乳生産者団体制度を担う農協は目下改革の只中にあるが、生乳流通の在り方についても、次に示す農協改革の考え方を徹底していく必要がある。
  - (ア) 農業者は、農協を含めて、販売先・委託先を自由に選択できるのが原則であること。
  - (イ) 農協は、農業者に提供するサービスの質を高めることで組合員の利用を促す立場にあり、組合員に農協利用を強制してはならないこと。農協利用を誘導・強制する法制度は、農協改革の趣旨にもとるものであること。
  - (ウ) 農協が、農業者から選ばれる存在であるとの原則を徹底し、農業者にサービスを提供する主体として、農協と農協以外の者とのイコールフットイング

を確保すること。

- 生産者が経営マインドを持って創意工夫をしつつ所得を増大させていくためには、出荷先等を自由に選べる環境とすることが不可欠である。国は、共同販売、乳業メーカーへの直接販売、生産者自身による処理・加工、これらの組み合わせ等、出荷の形態によるハンディキャップをなくし、生産者が生乳の出荷先等を自由に選べる制度へと改革すべきである。

(2) 指定生乳生産者団体のみを受け皿とする加工原料乳生産者補給金制度の改革

現在、指定生乳生産者団体に指定されている農協・連合会（以下単に「農協」という。）が農協法に基づき、スリム化・効率化や共同販売の実を上げる乳価交渉の強化を図りつつ、今後ともその機能を適正に発揮することは極めて重要である。

その上で、(1)に示した考え方を踏まえるならば、指定された農協に委託販売する生産者のみに国が財政支援を行うという、現行の方式は見直し、生産者が、出荷先等を自由に選べる環境の下、経営マインドを持って創意工夫をしつつ所得を増大させていく必要がある。

国は以下に本会議が意見として示す枠組みを踏まえ、早急に基本的なスキーム（年間の販売計画等の内容、部分委託・販売に関するルール等）を設計し、関係者の意見を聞き、法案作成のための十分な調整を行うものとする。

① 補給金の交付対象

- 補給金の交付対象は、現行制度のように指定生乳生産者団体に委託販売する生産者に限定せず、加工原料乳の生産を確保するという補給金の目的に即した基準を定め、これに該当する全ての生産者を対象とする仕組みに変える。
- 補給金は、交付元となる国や、農畜産業振興機構等の関連機関から、生産者に対し直接交付することを原則とする。農協や集送乳を行うその他の事業者（以下「農協等」という。）に委託・販売を行う生産者について、補給金の執行実務効率化の観点から、農協等に補給金原資を交付し農協等から生産者に交付する方法とする場合には、乳価の支払額と補給金の交付額とを生産者に明確に示し、国等から農協等に対し個別生産者への補給金交付事務を委ねる趣旨を徹底できる仕組みとする。

② 補給金の交付条件

- 新たな補給金を得ようとする生産者は、飲用乳、加工原料乳の年間の販売計画及び販売実績を国に報告するものとする。
- 農協等に委託・販売する生産者にあっては、農協等が、自らの年間の販売計画、販売実績及び販売コストを国に報告するとともに、同時に委託・販売した生産者にもこれらを報告するものとする。

- 販売を行う農協等については、生産者に対しその意に反して全量委託や全量販売を求めないことを補給金交付の条件とする。なお、部分委託・販売を許容することについて場当たりの利用の懸念に対しては、農協等が自らの販売計画を作成する前提として、生産者との間で委託、販売に係る数量、ルール等について取り決めを行うことで対応する。

### ③ 条件不利地域への対応

- 条件不利地域の生産者についても、確実に集乳が行われるようにするため、以下の要件を満たす農協等を通じ、集乳経費の一部を補助する加算金を交付する。なお、農協以外の他の事業者が利用できなくなる要件は設定しない。
  - (ア) あらかじめ条件不利地域を含む集乳エリアを定め、エリア内の生産者の委託・販売を拒まないこと
  - (イ) 加算金の交付額は、販売を行う農協等ごとに、条件不利地域の生産者を含む全ての取扱生乳に係る集乳経費をプール処理するものとし、その経費明細について、国に報告し、同時に、委託・販売した生産者に報告するものとする

### (3) 販売を行う農協等と乳業メーカーとの乳価交渉の改革

- 現在、生乳の大宗を受託する指定生乳生産者団体が行う交渉については、飲用乳の多くを扱う関東生乳販連の交渉結果がベンチマークとなり各地で個別交渉なく受け入れられているとの指摘や、生産者のコスト増要因見合いでしか値上げ交渉ができていないとの指摘がある。乳価交渉のメンバーや交渉プロセスを抜本的に見直すものとする。なお、農協等は自らの合理化も含め、中間流通コストや物流コストの削減を進め、生産者の所得がより向上するように対応すべきである。
- 今後、販売を担う農協等にあっては、消費者ニーズや販売動向に最大の関心を払いつつ、交渉相手となる乳業メーカーの製造コスト情報の収集・分析を含め、真に生産者のためにあらゆる手段を尽くした交渉へと改革すべきである。また、交渉経緯や結果についての生産者に対する説明責任を十分に果たし、透明性を確保すべきである。
- 農協等が、系列の乳業メーカーに販売する場合には、他の乳業メーカーと同等の販売先と位置付けて公正に交渉を行うべきであり、その点は、乳価交渉力を強化する上でも重要である。
- 乳業メーカーは、自らの生産性も考慮した適正価格で安定的な生乳取引が行われるよう配慮すべきである。

### (4) 酪農関連産業の構造改革

- 乱立する乳業メーカーの工場稼働率を高め、我が国乳業全体の生産性を向上し、生

乳価格を安定させるため、国は、国際競争に伍していける水準の生産性の実現を目指した乳業の業界再編・設備投資等を推進することとし、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を行うべきである。なお、業界再編等に当たっては、中小・農協系のメーカーの生産性が低いことにも十分留意する必要がある。

- 飲用牛乳・乳製品価格の安定を図るためにも、欧米に比して過当競争となっている小売量販店等の事業再編や業界再編を推進するとともに、公正取引委員会は、量販店等の不公正取引（優越的地位の乱用による買ったたきや不当廉売等）について、徹底した監視を行う。

#### （５） 国家貿易の運営方式の改革

- 乳製品の国家貿易については、国内需要の変化に対し、より一層、機動的な対応が求められることから、最終消費者の動向を把握している様々な民間事業者からの情報収集をこまめに行うなど、国は、適切に運営すべきである。
- 国家貿易で輸入したバター等乳製品について、売渡時に最終消費までの流通を確認する等のモニタリング強化策が農林水産省から示されたところである。農林水産省においては、この取組を徹底するとともに、適正な運用が継続されるよう、PDCAを不断に回すべきである。

#### （６） 酪農家の「働き方改革」

- 生産者は、毎日毎晩の搾乳や飼料の給与等、農業従事者の中でもとりわけ過酷な労働条件にある。国は、政府の最重要課題である「働き方改革」の趣旨を踏まえ、搾乳ロボットやパーラーなど、労働条件を大きく改善する設備投資を幅広い生産者が実行できるよう、短期・集中的に支援すべきである。

#### （７） 販売者、消費者の「応援」

- 店頭にある日常の牛乳や乳製品の背景には酪農業に従事する方々による地道な努力と改革への果敢な挑戦がある。毎日の豊かな牛乳・乳製品を手にするということを、牛乳・乳製品の消費者や販売に携わる全ての者の理解と感謝が日本の酪農業の更なる発展を支える力となる。

以上、牛乳・乳製品の生産・流通等の改革として、国や、酪農業を担う様々な関係者が実行すべき事項を示した。

農業の柱であり、食生活を支える不可欠な産業であり、さらには、多面的機能により地域社会を支える礎でもある我が国酪農業が、環境との両立を図りつつ、これらの改革を成し遂げるにより、将来に向けて発展することを期待する。

# 旅館業規制の見直しに関する意見

平成28年12月6日  
規制改革推進会議

## 1. 改革の必要性

昭和23年に「公衆衛生及び国民生活の向上に寄与すること」を目的として制定された旅館業法は、時代に応じた変更が不十分なまま今日に至っている。過剰な規制はホテル・旅館事業者の創意工夫を阻むものであり、外国人観光客を含む宿泊需要の拡大や宿泊ニーズの多様化に十分対応できていないという指摘がある。

同法に基づく規制は、施設の構造設備の基準が中心だが、こと細かな規制によらずとも、ICTの活用等で目的を達成し得るものや、あらかじめ顧客に対して構造設備の状況を明示することで足りると考えられるものが多い。また、同法の目的に照らして必要性が明確ではない規制も少なくない。

現在、次期通常国会への提出に向けて、「民泊法案」とともに、旅館業法改正法案の検討が行われているが、その際、構造設備の基準の規制全般についてゼロベースで見直し、最適かつ最小の規制にする必要がある。

## 2. 改革の方策

(1) 旅館業に係る構造設備の基準の規制全般について、撤廃することができないかゼロベースで見直すべきである。少なくとも、下記A.の規制については撤廃し、下記B.の規制については公衆衛生等の観点から根拠を明確に説明し得る必要最小限のものとするべきである。

- A. ① 客室の最低数
- ② 寝具の種類
- ③ 客室の境の種類
- ④ 採光・照明設備の具体的要件
- ⑤ 便所の具体的要件
  
- B. ① 客室の最低床面積
- ② 入浴設備の具体的要件

(2) 構造設備の基準のうち玄関帳場の規制については、「受付台の長さが1.8m以上」等の要件は撤廃するとともに、ICTの活用等によりセキュリティ面や本人確認の機能が代替できる場合は適用除外とすべきである。

(3) 今後とも、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、旅館業に関する規制について不断の改革を進めるべきである。

以上

平成 29 年 1 月 26 日  
規制改革推進会議

必要なときに休暇を取得できることは、ワーク・ライフ・バランスの実現や健康維持のために重要である。また、日本経済全体の生産性向上を図るためには、「転職して不利にならない仕組みづくり」を進め、「失業なき円滑な労働移動」を促し、国民一人一人が持つ能力を最大限発揮させることが重要である。しかし、現行の仕組みでは、入社後半年間は法定年次有給休暇が付与されないなど、休暇利用に関する多様なニーズを満たしているとは言えず、また、結果として転職を不利なものにしている。そのため、多くの年齢層で転職が行われている現状も踏まえ、関連制度の見直しを含め以下に掲げる改革の具体化を進めるべきである。

## 1. 改革の方向

- (1) 現行の仕組みでは、本人や家族の病気やけがの治療、子供の世話、親の介護等のため、職場を休まざるを得ない場合、入社後、しばらくの間は、たとえ1日であっても欠勤扱いとなってしまう(その分の賃金が減額され、評価上も不利)。また、年次有給休暇の付与日数も、勤続期間が長くなるほど多くなっている。
- (2) 休暇の必要性は勤続期間と無関係に生じるが、現行の仕組みは、休暇の取得上、勤続期間が長いほど有利に扱われる一方で、勤続期間が短い労働者は不利に扱われるものである。このような「転職して不利になる仕組み」については、円滑な労働移動を促す観点から、見直す必要がある。

## 2. 改革の具体策

休暇利用に関する多様なニーズを踏まえ、以下の見直しをすべきである。

- (1) 入社後、半年間は法定年次有給休暇が付与されない現行の仕組み(7か月目に10日付与)は、勤務開始日から一定日数の年次有給休暇が付与される仕組みとすべきである。例えば、勤務開始日に1日、以後1か月ごとに1日を付与し、7か月目に4日(計10日)付与する仕組みとすることが考えられる。  
(参考)欧州主要国では、入社した月から一定の法定休暇が付与されている。
- (2) 入社後、法定年次有給休暇の付与日数が20日に達するまで、6年半かかる現行の仕組みは、可能な限り早期に法定年次有給休暇の付与日数が20日に達する仕組みとすべきである。例えば、入社後1年半で20日に達する仕組みとすることが考えられる。
- (3) 労使協定により、入社後、半年間は子の看護休暇・介護休暇(原則、それぞれ年5日)を取得できなくすることが可能な現行の仕組みを改め、勤務開始日から一定日数の子の看護休暇・介護休暇を取得できる仕組みとすべきである。例えば、仮に労使協定が締結されたとしても、勤務開始日に1日、3か月目に1日、5か月目に1日、7か月目に2日(計5日)取得できる仕組みとすることが考えられる。

以上

# 社会保険診療報酬支払基金の見直しに関する意見

平成 29 年 4 月 25 日  
規制改革推進会議

社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」）における審査の効率化と統一性の確保について、昨年 6 月、規制改革会議が「ゼロベースでの見直し」を提言し、規制改革実施計画として閣議決定された。

その後、厚生労働省が設置した有識者検討会において検討がなされ、本年 1 月に『データヘルス時代の質の高い医療の実現に向けた有識者検討会報告書』（以下「報告書」）が取りまとめられた。厚生労働省及び支払基金は、報告書を踏まえ、本年春を目処に、「支払基金業務効率化計画・工程表」を取りまとめることとなっている。

報告書においては、ICT の活用など「診療報酬の審査の在り方の見直し」については改善の道筋が示されたものの、「組織・体制の在り方の見直し」については十分な改革案が示されず、両論併記のまま課題として残された。

診療報酬の審査・支払業務は、医療保険の保険料によって担われている。急速な高齢化のなかで世界に冠たる健康保険制度を維持するためにも、効率的な組織・体制づくりは待ったなしである。そのため、規制改革推進会議として、以下の点についての意見を述べる。

## 1. コンピュータシステムこそが業務を規定、次期刷新時が基金改革のラストチャンス

支払基金のコンピュータシステムは、平成 32 年度中に刷新されることが予定されている。コンピュータシステムの設計は、関連する業務の流れを洗い出し、コンピュータを利用した効率化効果を最大限に発揮できるよう、業務の流れの再構築を進めていく作業である。したがって、支払基金は、これを機に全ての業務を見直すこととし、業務を構成する作業毎にコスト、時間等の削減目標を設定し、抜本的な効率化を目指すべきである。

このようなコンピュータシステムの刷新と業務の見直しを進める際、様々な医療機関や保険者が関与し、審査、支払という複数の種類の業務を保険者から受託しているという支払基金業務の性格を踏まえるならば、受託業務の範囲を必要十分な範囲となるよう常に精査するとともに、それぞれの業務ごとの効率化や質の向上を、外部専門事業者等の力も活用しつつ、機動的に進めていけるようにしておくことが重要である。

このため、次期コンピュータシステムは、支払基金が担っている業務を、機能ごとに分解し、それぞれの分解された単位である「モジュール」を、標準的な方式を使って組み合わせることによって、最適な全体システムを作り上げていく設計方式（以下「モジュール化」という。）を採用することがカギである。

これによって、委託元である保険者自身がその機能を自分で利用して業務を処理するなど、委託業務の範囲を適切に精査できることとなる。また、機能によっては、外部事業者へ委託するなどして、より効率の高いシステムへと進化させていくことも機動的に行えるようになる。

このようなシステムに改めるべく、以下に、モジュール化を前提とした、次期コンピュータシステムが満たすべき要件を列記する。

- (1) 支払基金が担う、レセプトの受付、受け付けたレセプトの適切な審査プロセスへの振り分け、審査結果の受付、それに基づく支払、などの機能単位に、コンピュータシステムがモジュール化されていること。
- (2) モジュール化された機能別のコンピュータシステム（以下単に「モジュール」という。）は、標準的な接続方式（インターフェース）を用いて統合されており、必要に応じ、モジュール単位での改善等を機動的に行えるほか、保険者自身による利用や、外部事業者への委託等が可能な仕組みとすること。
- (3) レセプトの入力ミスなど、支払基金の専門的審査を待たずとも是正し得る箇所については、医療機関が自ら対処し得るよう、支払基金が運用しているコンピュータチェック機能を提供すること。保険者についても、保険者自身で担える機能と、支払基金に業務委託する機能を精査し、前者については、保険者自身が担い得る設計とすること。
- (4) モジュール化の効果を最大限発揮する上で必要な、モジュール相互の連携や、支払基金と医療機関、保険者、外部専門事業者等との連携を円滑にする必要があることから、各種データの形式、付番などを統一化し、それを前提とした相互連携できるデータベースの導入や、そのためのレセプト様式の再設計を行うこと。
- (5) 人が行う作業時間をできる限り削減できるよう、コンピュータシステムはできる限り、利用者にとって見やすく、使いやすいこと。
- (6) 審査機能を担うモジュールについては、極力、多くのレセプトを効率的・集中的に処理できることが効率化に資するため、地域ごとに独立して構築されている現在の機能を前提にするのではなく、必要な地域差を精査の上最小化し、できるだけ、同一のコンピュータシステムで処理できる範囲を拡大すること。
- (7) コンピュータシステムの構築にあたっては、府省横断的にITシステムの企画立案に関与する政府CIOと連携し、その評価を受けながら推進すること。

厚生労働省及び支払基金は、現在策定中の「システム刷新計画」の中に上記の仕組みを確実に盛り込み、レセプト様式の再設計と併せて、平成 32 年度中にシステム刷新を遅延なく実施すべきである。その際、厚生労働省は、病名等について国際的な規格に準拠すべきである。

## 2 . 47 都道府県すべてに置かれた支部の集約化・統合化を進めるべきである

報告書では、支部組織のあり方について、「集約化・統合化」と「現状維持」<sup>注</sup>の両論が併記されており、結論が出ていない。

しかし、レセプトの電子化が完了し、オンライン審査が可能になったにもかかわらず、47 都道府県すべてに支部を設置して事務を担う必要性は乏しい。厚生労働省は、支部組織の集約化・統合化の実現に向けて、引き続き検討を進め、早期に結論を得るべきである。

注：「現状維持」の理由として、現行の体制は、「地域の顔が見える関係を土台として、医療機関等に対するきめ細やかなやりとりを通じた適切な審査を可能としている仕組み」とされている。しかし、「地域の顔が見える関係を土台」とした審査は、他方で、審査する側とされる側が同じ地域の医師であることから生じ得る利益相反の批判も招いてきた。「集約化・統合化」により地域の実情が不当に無視された場合には、医療機関は再審査要求を出すことが可能であり、これによって対応し得ると考えられる。

## 3 . 審査の一元化に向けて体制を整えるべきである

報告書においては、審査の一元化について、コンピュータチェックの基準の原則統一化の作業とともに、次のステップを進めることとされている。

審査委員会の審査内容についても見える化を行い、地域における具体的な差異の内容を把握した上で、

データに基づき、支払基金の本部において専門家が議論を行う体制を整備し、エビデンスに基づいて審査内容の整合性・客観性を担保していく

厚生労働省は、上記 のステップの具体的な進め方について、早急に検討し、結論を得るべきである。

#### 4．支払基金に対する保険者によるガバナンス機能を強化すべきである

健康保険組合連合会（健保連）、全国健康保険協会（協会けんぽ）は、保険者を代表して支払基金のシステム投資、組織のあり方に積極的に関与すべきである。それによって効率性を向上させ、手数料の大幅な削減に貢献できるよう、支払基金のガバナンスや自身の組織のあり方を見直し、当事者能力を高めるべきである。

注：なお、報告書にも記載されているとおり、審査業務の効率化や審査基準の統一化については、支払基金のみならず、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会（国保連）による改革も一体的に進める必要がある。今後、確実に検討を行うべきである。

以上

# 介護保険内・外サービスの柔軟な組合せに関する意見

(介護サービスの質と利用者満足度の向上に向けて)

平成 29 年 4 月 25 日  
規制改革推進会議

## 1. 改革の必要性

(1) 介護離職や介護苦を巡る事件が後を絶たない。今後、単身高齢者や認知症患者の一層の増加が見込まれ、また、介護保険財政は年々厳しさを増し、介護業界の人手不足は慢性化している。こうした中、将来の要介護状態への国民の不安感は強まる一方である。

未曾有の超高齢社会を迎えた我が国の国民が、要介護状態を過度に不安に思わず安心して介護制度を利用できるよう、利用者目線に立ち、介護サービスの質と利用者満足度の向上に向けて、次の4点を実現することが不可欠である。

- ①介護の「入口」で要介護者の状態を適切に評価して必要な介護サービスを判断し、十分に納得した上で施設や事業者を「選択できる仕組み」を整備すること。
- ②介護事業者の「質」を理解した上で、個々人のニーズに応じて保険内外の多様なサービスを柔軟に組み合わせ、自宅を希望する場合は自宅で介護を受けられるよう、在宅介護の限界点を高める方策を講じること。
- ③施設介護が必要な場合は、経済力に応じた負担でニーズに合った施設を選べるようにすること。
- ④介護サービスの利用者や介護従事者の両方の視点から、介護サービスの質の全体的な向上を図るため、事業者が公平な条件の下で切磋琢磨し、利用者にとって望ましい多様な介護サービスが提供される制度にすること。

(2) 本意見書では、特に上記1.(1)②の保険内外サービスの柔軟な組合せに関して、意見を述べる。

現状に照らせば、介護保険サービスだけで、国民の多様な介護ニーズに応えていくことは難しく、介護保険外のサービスを一体的に提供する必要があることは明らかである。実際、希望する介護を受けられない高齢者やその家族の苦労は切実であり、心身ともに疲弊して限界状態にならないためには、要介護者のみならず、介護者を支える観点から、介護保険外のサービスを含め、きめ細かなニーズに応える、多様なサービスを選択可能にすることにより「在宅介護の限界点を引き上げる」ことが求められている。

これに対して、現行の介護保険制度のもとでは、平成12年の旧厚生省課長通知に

基づく「保険内外サービスの明確区分」の要請により、保険内外サービスを並行して提供することができないことや、区分方法について地方公共団体ごとに指導がまちまちとなっていることが課題として指摘されている。また、保険内サービスの価格は公定価格（介護報酬）が上限とされ、食費やおむつ代など保険サービスの提供と不可分の一部の料金を除き、指名料や希望時間の指定料を設定することもできない。このように、現行の規制下では、介護保険内外のサービスの「柔軟な組合せ」は事実上行うことができない。

しかし、個々の事業者や従事者が創意工夫し、利用者の利便性や選択を重視してサービスを多様化し、努力する事業者・従事者が報われるための価格の柔軟化や、よりよいケアを提供する事業者を選ぶための情報提供が行われ、利用者がニーズにあった介護サービスを選択できるようになれば、家族にとっては在宅介護の限界点の引上げ、要介護者にとっては自立支援や満足度向上、サービス事業者にとってはサービスの質と生産性向上、介護従事者にとっては待遇や働き方の改善につながるというメリットがある。また、厚みのある介護サービスの市場ができ、介護関連産業の活性化にもつながる。「働きながら子育てし、在宅介護することを国が推し進める以上、柔軟な組合せを可能にする全国統一ルールを作ってほしい」という国民の声に、真摯に応えるべきである。

（３）以上の考え方に立ち、要介護者と家族がニーズに合わせて保険内サービスと保険外サービスを柔軟に組み合わせられるようにし、さらには介護事業の効率化や介護職員の処遇改善につなげ、もって、介護サービスの質と利用者満足度が向上するように、以下に掲げる改革を早急に進めるべきである。

なお、保険内外サービスの柔軟な組合せに対する従来の懸念に応えるため、下記２．（４）において、生じ得るデメリットを防止し、極小化するための制度上の工夫の例を示す<sup>1</sup>。

## **２．改革の方策**

下記（１）～（４）の項目を盛り込んだ、柔軟な介護サービスの実現にあたって事業者や地方公共団体が遵守すべき標準ガイドラインを、平成 29 年中に策定し、発出すべきである。

### （１）訪問介護サービスにおける柔軟な組合せ

下記①～③のように保険内サービスと保険外サービスの柔軟な組合せを可能にし、在宅介護の限界点引上げに資する効率的なサービスが提供されるようにする。

---

<sup>1</sup> 厚生労働省が事務局を務める検討会が取りまとめた「新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会報告書」（平成 29 年 4 月 6 日）43 頁「⑨介護保険内・保険外サービスの柔軟な組合せと価格の柔軟化の推進」も参照。

- ①保険内サービスと（一定の種類）の保険外サービスとの並行または連続した提供（同時一体的な提供）を可能とすること。要介護者に対する保険内の生活支援と、認知症予防に役立つ保険外の自立支援とを組み合わせた提供等が考えられる。
- ②上記①について、事業者と保険者（市町村）の双方に事務的な負担をかけない保険請求のルールを導入すること。たとえば、簡便なみなし請求制度（人数割り制度や、サービス提供時間の一定割合について保険請求を認める制度など）が考えられる。
- ③保険内と保険外のサービスを、時間的に連続提供しやすくすること。現在も、平成12年の旧厚生省課長通知により、両サービスを明確に区分すれば可能とされているが、明確な区分の方法については、地方公共団体ごとに事業者に対する指導がまちまちであるとの指摘があるので、統一的な見解を示す。

## （2）通所介護サービスにおける柔軟な組合せ

下記①～③のような場合について、保険内サービスと保険外サービスの柔軟な組合せを可能にするための条件を明示する。特に①・②で可能な買い物支援や外来診療支援、夕食の購入・提供などは、要介護者及び家族の利便性が大きく向上し、在宅介護の限界点引上げに資すると考えられる。

- ①事業所への送迎の前後又は送迎と一体的に保険外サービスを提供すること。買い物支援、外来診療支援、夕食の購入・提供等が考えられる。
- ②保険内サービスの提供を受けている利用者に対し、保険外サービスを提供すること。現在は理美容サービスのみ提供可能とされているが、理美容サービスに限る理由は乏しい。買い物支援やマッサージなど、原則として自由とするべきである。
- ③事業所の人員・設備を用いて、保険サービスを提供していない日・時間帯に保険外サービスを提供すること（たとえば認知症カフェなど）。また、同一事業所内に保険サービスを受ける利用者と保険外サービスを受ける利用者が混在すること（たとえば要介護認定が外れた高齢者に対する機能訓練など）。

## （3）介護サービス価格の柔軟化

下記①・②のような場合について、保険内サービスを受ける利用者の自費負担による上乗せ料金の徴取を可能とする。

- ①特定の介護職員による介護サービスを受けるための指名料を徴取すること<sup>2</sup>。QOL向上や自立支援を目的とし、介護ケア、家事、外国語などのスキルや、経験年数に応じた料金設定が考えられる。介護職員の能力に応じた価格設定により、介護職員の処遇改善やモチベーション向上、利用者の満足度向上が可能となる。
- ②繁忙期・繁忙時間帯に介護サービスを受けるための時間指定料を徴取すること。閑散期・閑散時間帯の割引を柔軟に行うことも考えられる。サービス提供の平準化が可能となり、人手不足に悩む介護事業者の効率性向上に資する。

---

<sup>2</sup> 指名された介護職員を派遣するかどうかは事業者の判断による。

#### (4) サービス提供体制の整備

保険内外サービスの柔軟な組合せについては、利用者の負担拡大やトラブル救済などの利用者保護の観点をはじめ、自立支援・重度化防止の阻害、保険給付増加の呼び水となるおそれ、行政コスト増加のおそれなどの懸念が示されている。そこで、生じ得るデメリットを防止し、極小化する制度上の工夫として、下記①～④のような対策を推進する。

- ①多職種によるアセスメントを経た上でのケアプラン策定を促進すること。
- ②ケアマネジャーが自立支援・重度化防止の観点を踏まえて保険外サービスをケアプランに位置付けること。
- ③事業者が契約時に説明すべき事項や契約解除について留意すべき事項を明示すること。
- ④苦情処理体制等について一定の条件を満たした事業者のみに保険内外を柔軟に組み合わせた介護サービスの提供を認めること。

以 上

## 官民データ活用の推進に関する意見

平成 29 年 4 月 25 日  
規制改革推進会議

### 1. 改革の必要性

民間部門、国及び地方公共団体の保有する様々なデータの活用は、成長戦略における最重要課題である。これを踏まえ、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法等の改正がなされ、個人情報加工して活用するためのルールの整備などが行われた（本年 5 月 30 日施行）。また、昨年 12 月に官民データ活用推進基本法が成立し、政府における推進体制の整備も進められている。

こうした中、地方公共団体の保有する個人データの活用に関して、総務省の「地方公共団体の保有するパーソナルデータに関する検討会」で検討が進められてきた。本年 3 月の第 5 回会合で公表された報告書（案）では、「同じデータのある地方公共団体からは提供されたが、別の地方公共団体からは対応できないといった状況となった場合、民間としては使いにくい仕組みになってしまうとの指摘」などを踏まえ、地方公共団体における非識別加工情報の仕組みの導入において、民間部門及び国と整合的なものとすべき（非識別加工情報の定義、加工の基準等は「同等の内容であることが望ましい」との指摘がなされている。一方、そのルール整備については、地方公共団体の条例に委ねる方針をとり、モデル条例案が提示されている。

しかし、こうした新たな非識別加工・活用に関するルールの整備を地方公共団体の条例に委ねることとすれば、条例の内容や運用に差異が生じる可能性は否めず、また、条例が整備される時期も各地方公共団体の事情次第でばらつきが生ずることが考えられる。結果として、危惧されているような「同じデータのある地方公共団体からは提供されたが、別の地方公共団体からは対応できないといった状況」が生ずる可能性が考えられる。

また、一旦、地方公共団体ごとに差異のある形で条例の整備が進められれば、その差異を解消することは困難となる可能性も考えられる。しかし、総務省においては、これまで、こうした個人データの活用に係るルール整備の在り方について、地方公共団体との間で十分な意見交換を行ってきたとは評価できない。

一部の地方公共団体からは、まさにこうした危惧を理由として、個人データの活用に関し「立法措置による解決」を求める意見表明もなされている。

## 2 . 改革の具体策

### ( 1 ) 非識別加工・活用に関するルール整備の在り方

総務省は、地方公共団体における非識別加工・活用について、統合的なルール整備がなされるよう、地方公共団体の意向を十分に踏まえてルール整備を進めるための意見交換の場を早急に設けるべきである。

また、当面は先進的な地方公共団体における条例整備を推進しつつ、立法措置による解決という可能性についても、地方公共団体の意向を十分に踏まえて検討していくべきである。

### ( 2 ) 共同受託機関及び公的な事前相談窓口の設置

地方公共団体において、非識別加工情報の加工やその取扱いに関する萎縮、人的リソースの不足に伴う対応困難といった問題が発生することを回避するため、総務省は、地方公共団体から非識別加工情報の作成を受託する共同受託機関の設置又は創出を促すための取組を行うべきである。また、総務省及び個人情報保護委員会は、協力して、地方公共団体に係る非識別加工情報の加工やその取扱いについての公的な事前相談窓口を設けるべきである。

国の行政機関等や民間企業などにおいても同様の問題が想定されることから、個人情報保護委員会は、これらを対象とする公的な事前相談窓口を整備すべきである。

## 遠隔教育の推進に関する意見

平成 29 年 4 月 25 日  
規制改革推進会議

### 1 . 改革の必要性

ICT の発達により、教員と生徒が教室に一緒にいなくても、遠隔で効果的に授業を行うことが可能になった。

遠隔教育を用いれば、人口減少によって学校の維持が困難になっている地域でも、生徒に質の高い授業を提供することができる。また、先端的な科学技術・IT 分野、語学の授業など、教員の確保がニーズに追いついていない分野でも、遠隔教育の活用は有効な解決策となり得る。

しかし、現状では、遠隔教育の活用は決して進んでいるとは言えない。平成 27 年 4 月から高校での遠隔教育が解禁されたが、実施例はわずか 24 校に過ぎない。授業での教材使用や音楽演奏に際しての著作権の扱い、遠隔教育が認められる単位数の上限など、規制制度上の課題も指摘されている。

したがって、更なる規制改革により、遠隔教育の本格的な普及拡大を図ることが喫緊の課題である。

### 2 . 改革の具体策

#### ( 1 ) 遠隔教育の本格的推進のための施策方針

現行制度においても、一定の条件下で、遠隔教育を実施することは可能だが、現状ではまだ本格的な普及が図られているとは言えない。特に、今後その充実が期待されるプログラミング、英会話など、様々な分野において、質の高い授業を提供する観点から、遠隔教育を活用することは効果的である。また、遠隔教育の活用は、教員の負担軽減に資するものである。

したがって、文部科学省は、教育の質の一層の向上の観点から、遠隔教育の本格的推進について、幅広い視点から施策方針の取りまとめを行い、学校関係者への周知その他必要な方策を講ずべきである。

なお、その推進状況及び現場でのニーズを踏まえつつ、高等学校の遠隔教育に係る単位数上限の見直しについて、より柔軟に遠隔教育を活用する可能性を、引き続き検討すべきである。

#### ( 2 ) 免許外教科担任制度による問題の解消と廃止に向けた方策

免許外教科担任制度は、科目の免許ある教員を配置できない場合に他科目の免許ある教員に代わりに担任させることを認める制度である。もともとは「当分の間」の一時的な措置として定められた制度だが（教育職員免許法附則）、60 年以上維持され、現在も多くの中学・高校で活用されている（平成 27 年度に中学で 7,171 件、高校で 3,680 件）。このように専門外の教員が授業を行っている状態は、教育の質の観点で重大な問題であり、また教員の負

担ともなっており、放置すべきでない。

したがって、文部科学省は、現状においても実施可能な遠隔授業の推進により教育の質の向上及び教員の負担軽減を図るべきである。また、免許外教科担任制度について、学期中の急な欠員のために許可するような場合等に運用が限られるよう、各都道府県教育委員会に指導する等によって段階的に縮小し、一定期間後に廃止（許可要件の限定など抜本的な見直しを行い、必要最小限の新たな制度として再設計することを含む。）すべく方策を検討すべきである。

### （３）高等学校の遠隔教育における著作権法上の問題の解決

学校教育の授業で演奏や資料の使用を行う場合、一般に著作権法上の許諾は不要とされているが、遠隔授業の場合、演奏や資料送信が著作権法上「不特定／多数者への送信」とみなされ、著作権者の許諾が必要とされることがある。

現在、「合同授業」（両方の教室に教員と生徒が存在）では、著作権法上の特例措置（35条2項）が設けられており、教室での対面授業と同様に、著作権者の許諾が不要とされる（補償も不要）。一方、平成27年4月から解禁された「同時双方向型の遠隔授業」（配信側には教員のみで生徒はいない）では、著作権法上の措置がとられておらず、著作権者の許諾が原則必要とされており、音楽の授業などの制約要因になっている。

したがって、文部科学省は、「同時双方向型の遠隔授業」についても、早急に、「合同授業」と同様、著作権者の許諾を不要（補償も不要）とする措置をとるべきである。

## 農協改革に関する意見

平成28年11月11日  
規制改革推進会議  
農業ワーキング・グループ

日本の農業は、地域の基幹産業であるとともに、世界に誇る「和食」を支えるなど高い潜在力を有している。人口減少下にある我が国にあって、農産物市場の量的拡大は容易でないが、高齢化等の変化に伴う新たな消費者ニーズによる質的深化が期待できる。

一方、世界の食市場は拡大を続けており、魅力ある日本の農産物の真の価値を伝えることができるならば、日本の農業が大きく飛躍するチャンスとなる。

日本の農業者がこれらのチャンスを活かし、「攻めの農業」の実現を目指す今こそ、多くの農業者の力を集結させる農協の機能が試されている。

規制改革会議による平成26年の答申以来、農協が真に農業者の利益に資する組織となるよう検討が進められ、所要の法的措置を経て、本年4月より、改正農協法の下での農協自己改革が推進されている。今般、改めて、現時点において、農協が目指そうとしている改革の方向や進捗状況を確認したところ、生産資材調達機能、輸出を含めた農産物販売機能、これらの機能を最大限発揮させるための組織の在り方に関し、さらに、取り組むべき事項を見出すに至った。

「攻めの農業」を目指し農業者の先頭に立ってリードする新たな組織へと生まれ変わることを期待して、農協が目指すべき改革の方向を以下のとおり提言する。

### (1) 生産資材

#### ① 全農の購買事業の見直し

全農が行う生産資材の購買事業については、生産資材の農業者への取次ぎ規模に応じて手数料を得る仕組みとなっており、生産資材メーカー側に立って手数料収入の拡大を目指しているのではないかとの批判がある。今後は、真に、農業者の立場から、共同購入の窓口に徹する組織に転換するべく、以下の改革を実行すべきである。

- 生産資材に関するあらゆる情報に精通するために、製造業における購買の達人と呼ばれるような外部のプロフェッショナルを登用し、生産資材メーカーとの的確に交渉できる少数精鋭の情報・ノウハウ提供型サービス事業へと生まれ変わる。
- 新たな事業においては、全農は、仕入れ販売契約の当事者にはならない。また、全農は、農業者に対し、情報・ノウハウ提供に要する実費のみを請求することとする。

- 改革後の新しい全農の組織は、取り扱う生産資材の点数を適切に絞り込みつつ、国内外における価格水準や、世界標準等の情報を常に収集し、競争入札等の方式を積極的に導入することによって、農業者が、仕様、品質、価格面で最も優れたメーカー・輸入業者等から調達できるよう支援する。全農が収集する調達に関する情報は、全国のJAや、農業者で共有できる仕組みを整備する。
  - 上記方針を組織体制として明確化するため、従来の生産資材購買事業に係る体制を1年以内に新しい組織へと転換し、人員の配置転換や関連部門の生産資材メーカー等への譲渡・売却を進める。購買事業を担ってきた人材は、今後、注力すべき農産物販売事業の強化のために充てる。
- ② 全農が自ら担う生産資材関連事業の在り方
- 全農が、生産資材の安定供給を図る目的で原料（肥料原料、飼料原料など）を輸入する場合は、生産資材メーカーの生産性を十分考慮して、当該原料の販売を行うべきである。
  - 全農が、農業者のために、生産資材メーカー・輸入業者に戦略的出資を行う場合は、その戦略目的を明確にするとともに、その効果を毎年明示して外部評価を受け、目的に即した効果がない場合は、出資を速やかに見直し、売却すべきである。
  - また、全農は、新たな組織による購買事業において、出資先を特別扱いせず、購入先の一つとして公正に扱うべきである。

## (2) 農産物販売

- ① 農産物の様々な価値を市場に届けるための販売体制強化
- 全農は、農業者のために、実需者・消費者へ農産物を直接販売することを基本とし、そのための強力な販売体制を構築すべきである。
  - このため、全農は、自らの体制整備と合わせ、農林中金と密に連携して、実需者・消費者への安定した販売ルートを確立している流通関連企業の買収を推進すべきである。
  - 全農は、農業者のために、自らリスクを取って農産物販売に真剣に取り組むことを明確にするため、1年以内に、委託販売を廃止し、全量を買取販売に転換すべきである。
- ② 日本の魅力ある農産物を世界に発信する輸出支援体制の確立
- 全農は、農業者のために、輸出先の国ごとに、強みを有する商社等と連携して実践的な販売体制を構築すべきである（合弁会社の設立、業務提

携等)。優先順位の高い国から取り組み、1年以内に主要輸出先国について販売体制の整備を完成させることを目指すべきである。

### (3) 全農等の在り方

- (1) 及び (2) の改革を進めるため、全農は、役職員の意識改革、外部からの人材登用、組織体制の整備等を行うべきである。
- 全農も、協同組合組織である間は、農業者の代表が運営するという組織であることを明確にするため、全中と同様、選挙で会長を選出すべきである。
- 全農は、資材関係・流通加工関係等の子会社について、その財務状況等を、公認会計士による監査も受けた上で、主要勘定科目の合計値のみに留めずにわかりやすく公表するとともに、出資目的に照らした効果を明確にすべきである。
- 全農が、農業者の協同組織の原点に立ち返って、こうした改革を推進することを強く期待するが、着実な進展が見られない場合には、真に農業者のためになる新組織（本意見に基づく機能を担う「第二全農」等）の設立の推進など、国は更なる措置を講ずべきである。
- 地域農協等は、全農の上記改革を前提に、これに即した改革を推進すべきである。
- 全農をはじめとする農協系統組織は、組合員である農業者の所得向上を図ることがその使命であることに鑑み、その役職員の報酬・給与の水準については組合員にわかりやすく公表するとともに、農業所得の動向に連動させるべきである。

### (4) 地域農協の信用事業の負担軽減等

- 地域農協が、農産物販売に全力を挙げられるようにするため、農林中金は、平成26年6月の与党取りまとめ・規制改革実施計画に明記されている地域農協の信用事業の農林中金等への譲渡を積極的に推進し、自らの名義で信用事業を営む地域農協を、3年後を目途に半減させるべきである。
- このため、農林中金は、システム整備を速やかに進めるとともに、信連・地域農協に対する預金金利水準と代理店等の手数料水準を総合的に検討し、代理店等の手数料水準を地域農協からみて十分魅力ある水準に設定すべきである。

- また、農林中金は、地域農協が的確な判断ができるよう、JAバンク法に基づく信用事業の指導機関として、地域農協に、金融を取り巻く国内外の情勢・金融の将来の見通しを的確に説明すべきである。
  - 一部地域で行われているクミカン（組合員勘定）は、農業者の農産物販売先を統制し、また毎年一定の期日で債務の完全返済を義務づけるため、農業者の経営発展の阻害要因となっており、当該仕組みを未だ有している農協は、直ちに廃止すべきである。農林中金等は、廃止に伴う農業者の不利益が生じない代替案を別途講ずべきである。
  - 農林水産省は准組合員の利用規制の在り方についての実態調査・研究を加速すべきである。
- (5) 農業者の自由な経営展開の確保等
- 農業者に農協利用を強制することについては、独占禁止法の不公正な取引方法（協同組合にも適用される）であり、農協法の中でも禁止規定が明記されたところであるので、公正取引委員会と農林水産省が連携を取って、徹底して取り締まるべきである。
  - 農業者と農協のイコールフットイングを確保するため、国は、法律・補助金などを総点検すべきである。特に、補助金については、受益範囲（面積・従業員数等）が同等であれば、共同利用か個別利用かで差を設けるべきではない。
  - 全中、全農、農林中金、全共連など、農協の全国組織は、農業者のメリットを最大にするため戦略を共有して、それぞれの役割を連動させながら農協改革を推進すべきである。

以上、農協改革集中推進期間において、農協が、自己改革により目指すべき姿を示した。

農協、とりわけ、全農は、多くの日本の農業者の経営に大きな影響を与え、その改革の失敗は許されない。この提言を踏まえ、農協が可及的速やかに改革に取り組む、あるべき姿へと生まれ変わることを期待する。

国にあっては、このような農協の改革が、つつがなく進むよう、引き続き、改革を推進し、必要な対応をとるべきである。今後の農協の自己改革の進捗状況によっては、国として、その改革の実現を確実にするためのあらゆる措置を講ずべきである。規制改革推進会議も農協改革のフォローアップを引き続き行う。

## 牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見

平成28年11月11日  
規制改革推進会議  
農業ワーキング・グループ

牛乳・乳製品は、栄養価に優れた食品、様々な加工用食品の原材料として、日々の食生活に欠かせないものである。我が国酪農業は、我が国の食生活の変化に対応し、良質で、広く消費者に行き届く量と価格を実現しながら、大きく発展してきた。

この発展の背景には、生乳需要の急増と零細生産者の乱立がもたらす混乱を、様々な制度と慣行で克服してきた日本の酪農業の努力があり、何よりも、他のどの農産物と比較しても過酷といわれる昼夜を問わない作業に従事する多くの酪農家の懸命な努力があった。日本の酪農業を支え、発展させてきた現在の様々な仕組みや関係者の協働の営みがあったからこそ、今日の我が国の豊かな食生活が実現されているといえる。

他方、今日、我が国酪農業は、生産者の離農、経産牛頭数の減少に歯止めがきかず、生産量も約20年にわたり減少傾向にある。労働環境も、設備投資余力のある一部大規模生産者を除けば、過酷な状況に変化はない。需要に目を向ければ、かつて、急速に増加していた牛乳需要はピークを過ぎ、減少傾向が続いている。生産資材の価格の高止まりも相まって、酪農家の所得は低水準に留まっており「生産者の苦労が報われていない」という状況が悪循環を深めている。

これに対し、食生活が成熟し、消費者の嗜好が多様化する中、牛乳・乳製品双方について、特色ある酪農家や乳業メーカーが生み出す様々な製品が市場に登場している。したがって、消費者の多様なニーズを、酪農家や乳業メーカーが柔軟かつ的確に捉え、それに即応する豊かな製品を提供していくことは、我が国の消費者の利便性や満足度を高めるとともに、我が国酪農業にとっては、海外市場も見据えた成長軌道を描くことへとつながっていく。

規制改革推進会議は、今日、開かれつつあるチャンスを多くの生産者が活かし、牛乳・乳製品に係る豊かな消費生活を実現できるようにすることを目指して、このような動きを滞らせている時代にそぐわない規制制度をこの際一掃するべく、以下の提案を行う。農林水産省は、以下に示す趣旨を実現するための具体的な制度を早急に立案、実現すべきである。

### (1) 改革の原則—生産者が自ら自由に出荷先等を選べる制度への改革

- 現在、生乳取引の全量近くを取り扱う指定生乳生産者団体制度を担う農協は目下改革の只中にあるが、生乳流通の在り方についても、次に示す農協改革の考え方を徹底していく必要がある。
  - (ア) 農業者は、農協を含めて、販売先・委託先を自由に選択できるのが原則であること。
  - (イ) 農協は、農業者に提供するサービスの質を高めることで組合員の利用を促す立場にあり、組合員に農協利用を強制してはならないこと。農協利用を誘導・強制する法制度は、農協改革の趣旨にもとるものであること。
  - (ウ) 農協が、農業者から選ばれる存在であるとの原則を徹底し、農業者にサービスを提供する主体として、農協と農協以外の者とのイコールフットイング

を確保すること。

- 生産者が経営マインドを持って創意工夫をしつつ所得を増大させていくためには、出荷先等を自由に選べる環境とすることが不可欠である。国は、共同販売、乳業メーカーへの直接販売、生産者自身による処理・加工、これらの組み合わせ等、出荷の形態によるハンディキャップをなくし、生産者が生乳の出荷先等を自由に選べる制度へと改革すべきである。

(2) 指定生乳生産者団体のみを受け皿とする加工原料乳生産者補給金制度の改革

(1) に示した考え方を踏まえるならば、現在、指定生乳生産者団体に指定されている農協・連合会（以下単に「農協」という。）が農協法に基づき、スリム化・効率化や共同販売の実を上げる乳価交渉の強化を図りつつ、その機能を適正に発揮することは差支えないが、指定された農協のみに国が財政支援を行うという、現行の方式は是正すべきである。

具体的には、以下の制度に改めるものとする。

① 補給金の交付対象

- 補給金の交付対象は、現行制度のように指定生乳生産者団体に委託販売する生産者に限定せず、加工原料乳の生産を奨励するという補給金の目的に即した基準を定め、これに該当する全ての生産者を対象とする仕組みに変える。
- 補給金は、交付元となる国や、農畜産業振興機構等の関連機関から、生産者に対し直接交付することを原則とする。農協や集送乳を行うその他の事業者（以下「農協等」という。）に委託・販売を行う生産者について、補給金の執行実務効率化の観点から、農協等に補給金原資を交付し農協等から生産者に交付する方法とする場合には、乳価の支払額と補給金の交付額とを生産者に明確に示し、国等から農協等に対し個別生産者への補給金交付事務を委ねる趣旨を徹底できる仕組みとする。

② 補給金の交付条件

- 新たな補給金を得ようとする生産者は、飲用乳、加工原料乳の年間の販売計画及び販売実績を国に報告するものとする。
- 農協等に委託・販売する生産者にあっては、農協等が、自らの年間の販売計画、販売実績及び販売コストを国に報告するとともに、同時に委託・販売した生産者にもこれらを報告するものとする。
- 販売を行う農協等については、生産者に対しその意に反して全量委託や全量販売を求めないことを補給金交付の条件とする。なお、部分委託・販売を許容することについて場当たりの利用の懸念を指摘する向きがあるが、農協等が自らの販売計画を作成する前提として、生産者との間で委託、販売に係る数量、ル

ール等について取り決めを行うことで対応する。

### ③ 補給金の対象経費の拡大

- 条件不利地域の生産者については、集乳コストがかさむために、集乳に応じて販売を行う農協等に対し、以下の要件を満たすときに、集乳経費の一部を補助する加算金を交付する。なお、農協以外の他の事業者が利用できなくなる要件は認められない。

(ア) あらかじめ条件不利地域を含む集乳エリアを定め、エリア内の生産者の委託・販売を拒まないこと

(イ) 加算金の交付額は、販売を行う農協等ごとに、条件不利地域の生産者を含む全ての取扱生乳に係る集乳経費の総額を基準に算定するものとし（集乳経費のプール処理）、その経費明細について、国に報告し、同時に、委託・販売した生産者に報告するものとする

### (3) 販売を行う農協等と乳業メーカーとの乳価交渉の改革

- 現在、生乳の大宗を受託する指定生乳生産者団体が行う交渉については、飲用乳の多くを扱う関東生乳販連の交渉結果がベンチマークとなり各地で個別交渉なく受け入れられているとの指摘や、生産者のコスト増要因見合いでしか値上げ交渉ができていないとの指摘がある。乳価交渉のメンバーや交渉プロセスを抜本的に見直すものとする。なお、農協等は自らの合理化も含め、中間流通コストや物流コストの削減を進め、生産者の所得がより向上するように対応すべきである。
- 今後、販売を担う農協等にあっては、消費者ニーズや販売動向に最大の関心を払いつつ、交渉相手となる乳業メーカーの製造コスト情報の収集・分析を含め、真に生産者のためにあらゆる手段を尽くした交渉へと改革すべきである。また、交渉経緯や結果についての生産者に対する説明責任を十分に果たし、透明性を確保すべきである。
- 農協が、系列の乳業メーカーに販売する場合においては、他の乳業メーカーと同等の販売先と位置付けて公正に交渉を行うべきであり、その点は、乳価交渉力を強化する上でも重要である。
- 乳業メーカーは、自らの生産性も考慮した適正価格で安定的な生乳取引が行われるよう配慮すべきである。

### (4) 酪農関連産業の構造改革

- 乱立する乳業メーカーの工場稼働率を高め、我が国乳業全体の生産性を向上し、生乳価格を安定させるため、国は、国際競争に伍していける水準の生産性の実現を目指した乳業の業界再編・設備投資等を推進することとし、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を行うべきである。なお、業界再

編等に当たっては、農協系のメーカーの生産性が低いことにも十分留意する必要がある。

- 飲用牛乳・乳製品価格の安定を図るためにも、欧米に比して過当競争となっている小売量販店の業界再編と不公正取引の是正が必要である。

#### (5) 国家貿易の運営方式の改革

- 乳製品の国家貿易については、国内需要の変化に対し、より一層、機動的な対応が求められることから、最終消費者の動向を把握している様々な民間事業者からの情報収集をこまめに行うなど、国は、その運営方式を抜本的に見直すべきである。
- 国家貿易で輸入したバター等乳製品について、売渡時に最終消費までの流通を確認する等のモニタリング強化策が農林水産省から示されたところである。農林水産省においては、この取組を徹底するとともに、適正な運用が継続されるよう、PDCAを不断に回すべきである。

#### (6) 酪農家の「働き方改革」

- 生産者は、深夜の搾乳、早朝の集送乳等、農業従事者の中でもとりわけ過酷な労働条件にある。国は、政府の最重要課題である「働き方改革」の趣旨を踏まえ、搾乳ロボットやパーラーなど、労働条件を大きく改善する設備投資を幅広い生産者が実行できるよう、短期・集中的に支援すべきである。

#### (7) 販売者、消費者の「応援」

- 店頭にある日常の牛乳や乳製品の背景には酪農業に従事する方々による地道な努力と改革への果敢な挑戦がある。毎日の豊かな牛乳・乳製品を手にできるということを、牛乳・乳製品の消費者や販売に携わる全ての者の理解と感謝が日本の酪農業の更なる発展を支える力となる。

以上、牛乳・乳製品の生産・流通等の改革として、国や、酪農業を担う様々な関係者が実行すべき事項を示した。

農業の柱であり、食生活を支える不可欠な産業であり、さらには、多面的機能により地域社会を支える礎でもある我が国酪農業が、環境との両立を図りつつ、これらの改革を成し遂げることにより、将来に向けて発展することを期待する。

総合的なTPP関連政策大綱に基づく「生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し」及び「生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立」に向けた施策の具体化の方向

平成28年11月11日

未来投資会議 構造改革徹底推進会合

「ローカルアベノミクスの深化」会合

規制改革推進会議 農業ワーキング・グループ

## 1. 趣旨

農村地域を豊かにし、その経済力を高めていくとともに、意欲ある農業者が安定して農業を継続できるようにするためには、基幹産業である農業の生産性を高め、従事者の所得を増やしていかなければならない。

しかしながら、今世紀半ばには人口が4分の3にまで減少すると予測される我が国において農産物の売上げを維持し、農業所得を確保することは容易ではない。

一方で、世界の食市場は拡大を続けており、平成32年までの約10年間で倍増するとの予測も公表されている。このような中、我が国農業者が、売上げを維持・拡大し、農業所得を向上させていくためには、海外市場の取込みは不可欠である。

特に、TPP協定は、予見可能性、透明性、安定性の高い8億人の巨大市場を創設するものであり、大きなチャンスといえる。ただし、このチャンスを活かし、我が国農業者が所得を増やしていくためには、農業及びその関連産業の国際競争力を強化し、国内・国外での競争に勝ち抜かなければならない。

このためには、農業者自身が生産性向上に向けた努力を重ねるべきことは言うまでもない。一方で、そうした農業者の努力が報われるためには、農業者が生産資材を一円でも安く調達できる生産・供給構造や、農産物を一円でも高く販売できる流通・加工構造を実現する必要があり、農業者以外の関連事業者の取組が不可欠である。また、それを進める上で、実情に合わなくなったシステムの抜本的見直し、各種法制度の総点検、合理的理由のなくなった規制の廃止等を通じ、関連事業者の事業の合理化・効率化を促進していくとともに、海外との競争を意識した制度の導入等を進める必要がある。

未来投資会議構造改革徹底推進会合「ローカルアベノミクスの深化」会合と、規制改革推進会議農業ワーキング・グループは、このような観点から、生産資材の価格形成の仕組みの見直しと、農業者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に向け、主として農業者以外の関連事業者や農協を含む関連団体において取り組むべき課題について、施策の具体化の方向性を以下のとおり取りまとめる。

## 2. 施策具体化の基本的な方向

### (1) 生産資材価格の引下げ

関連産業の合理化・効率化等を進め、資材価格の引下げと国際競争力の強化を図るため、以下の方向で施策を具体化すべきである。

- ① 生産資材は、農業の競争力を左右する重要な要素であり、国は、国内外の生産資材の生産・流通・価格等の状況を定期的に把握し、公表するものとする。  
また、国は、民間活力を最大限に活用しつつ、生産資材の安定供給と価格引下げのための施策の具体化に努めるものとする。  
この場合、農林水産省と経済産業省が連携して取り組むことが重要である。
- ② 生産資材に関する各種法制度（肥料・農薬・機械・種子・飼料・動物用医薬品等）及びその運用等（法律に基づかない業界団体の規制も含む）について、国は定期的に総点検を行い、国際標準に準拠するとともに、生産資材の安全性を担保しつつ、合理化・効率化を図るものとする。特に、合理的理由のなくなっている規制は廃止するものとする。
- ③ 国は、各種生産資材について、メーカーが、適正な競争状態の下で、高い生産性で生産し、国際水準を踏まえた適正な価格で販売する環境を整備する。  
公正取引委員会も、こうした観点で、徹底した監視を行う。
- ④ 国は、民間のノウハウを活用して、農業者が各種生産資材の購入先について、価格等を比較して選択できる体制を整備する。
- ⑤ 多品種少量生産が低生産性の原因となっている種類の生産資材（肥料等）については、国は、各都道府県・地域の施肥基準等の抜本的見直しを推進し、銘柄数を大幅に絞り込む。
- ⑥ 生産性の低い工場が乱立している種類の生産資材（肥料・飼料等）については、国は、国際競争に対応できる生産性の確保を目指した業界再編・設備投資等を推進することとし、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を行う。
- ⑦ メーカーが寡占状態となっている種類の生産資材（農業機械等）については、国は、ベンチャーを含めた企業の新規参入を推進することとし、参入しようとする企業に対して、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を行う。
- ⑧ 国は、開発目標（適正機能・合理的価格）を明確にして、民間企業・研究機関・農業者等の連携により国際競争性を有した農業機械の開発を促進する。  
また、時代のニーズと合わなくなっている農業機械化促進法は廃止する。
- ⑨ 農薬については、農産物輸出も視野に入れた国際的対応が特に重要であり、国は、ジェネリック農薬の登録のあり方を含め、農薬取締法の運用を国際標準に合わせる方向で、抜本的に見直す。
- ⑩ 戦略物資である種子・種苗については、国は、国家戦略・知財戦略として、民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築する。  
そうした体制整備に資するため、地方公共団体中心のシステムで、民間の品種開発意欲を阻害している主要農作物種子法は廃止する。
- ⑪ 上記改革を推進するため、生産資材に関し、国の責務、業界再編の推進手法等を明記した新法を制定する。
- ⑫ 上記改革を推進するため、金融機関による生産資材関連産業の生産性向上に資する経営支援や資金供給の促進、政府系金融機関や農林漁業成長産業化支援機構等との連携強化等を図る。

- ⑬ 上記改革と併せて、全農及び JA グループは、生産資材メーカーの業界再編等に資するよう、生産資材に関する事業方式を抜本的に見直すべきである。  
これについては、農協改革のフォローアップとして、規制改革推進会議において後日意見をとりまとめる。

## (2) 生産者に有利な流通・加工構造の確立

同一規格のものを大量出荷・大量販売するこれまでのプロダクト・アウトの生産・流通・加工の在り方から、実需者側の個別のニーズに対応したマーケット・インの生産・流通・加工へと発想の転換を促すとともに、農業者が自らの責任で販売先と価格を決定できる多様な選択肢が用意され、農業者と消費者双方がメリットを受けられる流通構造を形成するため、以下の方向で施策を具体化すべきである。

- ① 農産物の流通構造や加工構造は、農業の競争力を左右する重要な要素であり、国は、国内外の農産物の流通・加工の実態等を定期的に把握し、公表するものとする。また、国は、食料需給・消費の実態等を踏まえた効率的・機能的な流通構造・加工構造の確立に努めるものとする。  
この場合、農林水産省と経済産業省が連携して取り組むことが重要である。
- ② 国は、農業者・消費者のメリットを最大化するため、農業者・団体から実需者・消費者に農産物を直接販売するルートの拡大を推進する。併せて、農業者の所得向上に資する食品製造業等との連携を一層促進する。  
また、農業者の努力・創意工夫と消費者のニーズ・評価が双方で情報交換できるよう ICT を最大限に活用するとともに、農産物の規格（従来の市場規格・農産物検査法の規格等）についてそれぞれの流通ルートや消費者ニーズに即した合理的なものに見直す。
- ③ 農業者は、自らの生産した農産物の強みを生かし高く販売する努力を行う必要がある。また、食品小売業者は、消費者の側に見た目にとらわれずに安全で美味しい商品进行评估する意識が広がることにより、 unnecessary コスト増要因を除去できるよう、仕入れ、販売戦略上の取組を行う必要がある。このような取組を支援するため、国は、品質等に応じた価格決定がなされるよう、地理的表示、規格・認証等の制度の一層の普及を図る。
- ④ 中間流通（卸売市場、米卸売業者など）については、国は、抜本的な整理合理化を推進することとし、業種転換等を行う場合は、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を行う。
- ⑤ 特に、卸売市場については、食料不足時代の公平分配機能の必要性が小さくなっており、種々のタイプが存在する物流拠点の一つとなっている。現在の食料需給・消費の実態等を踏まえて、より自由かつ最適に業務を行えるようにする観点から、抜本的に見直し、卸売市場法という特別の法制度に基づく時代遅れの規制は廃止する。

- ⑥ 小売業については、国は多数の量販店等の過度な安売り競争による食品デフレを脱却し、生産者と量販店等の双方がメリットを受ける農産物の安定した流通を確保するため、食品流通のあり方について検証を進めるとともに、消費者ニーズに合った多様な商品を適正な価格で提供するビジネスモデルの構築に向けた事業再編や業界再編を推進する。  
また、量販店等は、農業者の再生産の確保も考慮し、双方で win-win な関係維持が可能な適正価格で安定的な取引が行われるよう配慮するものとする。  
公正取引委員会は、量販店等の不公正取引（優越的地位の濫用による買ったたき等）を是正するため、徹底した監視を行う。
- ⑦ 国は、民間のノウハウを活用して、農業者が各種流通ルートについて、手数料等を比較して選択できる体制を整備する。
- ⑧ 加工業については、生産性の低い工場が乱立している種類の加工業界（製粉、乳業等）について、国は、国際競争に対応できる生産性の確保を目指した業界再編・設備投資等を推進することとし、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を行う。
- ⑨ 上記改革を推進するため、農産物の流通・加工に関し、国の責務、業界再編の推進手法等を明記した新法を制定する。
- ⑩ 上記改革を推進するため、金融機関による流通加工関連産業の生産性向上に資する経営支援や資金供給の促進、政府系金融機関や農林漁業成長産業化支援機構等との連携強化等を図る。
- ⑪ 上記改革と併せて、全農及び JA グループは、流通加工関連企業の業界再編等に資するよう、農産物に関する販売方式を抜本的に見直すべきである。  
これについては、農協改革のフォローアップとして、規制改革推進会議において後日意見をとりとまとめる。

－以上－